

義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

(地方分権改革推進委員会の第2次勧告(概要)(平成20年12月8日)より抜粋)

	「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」 非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール
i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合	ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む)に当たっての 私人保護 (行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束に当たっての 人権擁護 、個人情報保護に限る。)、地方自治体による 事実証明 (証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する 公物 、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する 税 、 保険料 等の記録に係る規定
ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合	イ 全国的に通用する士業の試験 、資格の付与剥奪、及び 全国的な事業の許認可 ・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
iii 地方自治に関する基本的な準則(民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹)に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合	ウ 国民の 生命 、 身体 等への危険に対して国民を保護するための 対人給付サービス の内容・方法等に係る規定のうち、 金額 、 仕様 等に関する 定量的な基準 、 個別具体的な方法 等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	エ 義務教育 に係る規定のうち、 教育を受ける権利 及び 義務教育無償制度 を直接に保障したもの
a 地方自治体以外の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して 事務を実施 するために 必要な仕組み を設定しているもの	オ 必要不可欠 であるが 周辺地域に多大な環境負荷 をもたらす 施設 の設置の許可等の 手続 ・ 基準 であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の 事務 の処理に係る規定
b 全国的な 総量規制 ・ 管理 のために必要な 仕組み を設定しているもの	カ 刑法 で一般には 禁止 されている 行為 を特別に 地方自治体 に許容するための 条件設定 に係る規定
c 地方自治体に義務付けられた 保険 に係る規定(保険と整合的 な給付 を含む)のうち、 地方自治体以外の主体 に対して 義務付けられた保険 と 一体となって全国的な制度 を構築しているもの	キ 計量 、 公共測量 及び 国土調査 の 精度 の 確保 並びに 住居表示 に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要があるもの
d 指定・登録機関の 指定 ・ 登録 (地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る)に係るもの	
e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の 情報連絡 ・ 意見聴取 (協議・調整を除く)に係る規定のうち、 都道府県 に対して 国への情報連絡を義務付けるもの 、 市町村 に対して 国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの 、また、 都道府県 に対して 国の意見反映を義務付けるもの 、 市町村 に対して 国・都道府県の意見反映を義務付けるもの (民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く)以外のもの	
f 地方自治体間の 権限配分 に関する相互間調整及び紛争解決のための 裁定の手続 に関するもの	
g 国・地方自治体間の 同意 (地方分権推進計画(平成10年5月)第2の4(1)カ(ア)a、bに該当するものに限る。)、及び 許認可 ・ 承認 (同計画第2の4(1)キ(ア)a～eに該当するものに限る。)に係る規定(第1次勧告の第2章重点分野の 抜本的な見直し の 勧告事項 として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)	
v 国民の 生命 、 身体 等への 重大かつ明白な危険 に対して 国民を保護 するための 事務 であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
vi 広域的な 被害のまん延を防止 するための 事務 であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	
vii 国際的要請に係る 事務 であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合	